

# 山口県報

平成20年  
6月3日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) ..... 五

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) ..... 五

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) ..... 五

要保護児童対策地域協議会の設置 (こども未来課) ..... 五

監査公表

監査公表 (二件) ..... 六

### 山口県告示第二百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年六月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。



平成二十年六月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区  
所 在 地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類  | 構 造                         |                  | 使 用 の 方 法        |                                       |
|--|-----------------------------|------------------|------------------|---------------------------------------|
|  | 能 力<br>(Nm <sup>3</sup> /時) | 工 事 着 手<br>予 定 日 | 工 事 完 成<br>予 定 日 | 使 用 開 始<br>予 定 日                      |
| 二七一又   | 二二、八〇〇                      | 平成二〇、<br>六、二四    | 平成二一、<br>五、一     | 平成二一、<br>五、七                          |
| 備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。 |                             |                  |                  | 間 隔 一 日 当 た<br>連 続 二 四 時 間<br>変 動 な し |

| No. 5<br>排<br>水<br>口 | No. 3<br>排<br>水<br>口 | No. 1<br>排<br>水<br>口 | 排 出 水             |                    | 水 質            |               | 汚 染 状 態 |     | 値   |     | 排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |
|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|--------------------|----------------|---------------|---------|-----|-----|-----|------------------------------|
|                      |                      |                      | 通 常               | 最 大                | 通 常            | 最 大           | 通 常     | 最 大 | 通 常 | 最 大 |                              |
| 七・五                  | 七・六                  | 七                    | 水素イオン濃度<br>(水素指数) | 化学的酸素要求量<br>(mg/l) | 浮遊物質<br>(mg/l) | 鉍油類<br>(mg/l) | 窒素      | リン  |     |     |                              |
| "                    | "                    | 九(六)                 |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| 一四・七                 | 二四・二                 | 二・五                  |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| 四五                   | 四四                   | 五                    |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| 九・六                  | 一四・八                 | 四                    |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| "                    | "                    | 二五                   |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| 一                    | 一・五                  | 二・五                  |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| 七                    | 二二・二                 | 一・一                  |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| 五〇・〇五五               | 五三                   | 一・三                  |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| "                    | 〇・一五                 | 〇・〇五                 |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| 一〇・二九一               | 四三・三七九・八四八           | 二、三六九・二              |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |
| 一一・二七九               | 五九四・八                | 六、五六七・二              |                   |                    |                |               |         |     |     |     |                              |

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

| 好気性排水処理施設 | 種 類  |         | 汚 水 等             |                    | 汚 染 状 態        |               | 値   |     | 汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |
|-----------|------|---------|-------------------|--------------------|----------------|---------------|-----|-----|-------------------------------|
|           | 処理後  | 処理前     | 通 常               | 最 大                | 通 常            | 最 大           | 通 常 | 最 大 |                               |
|           | 七・五  | 五       | 水素イオン濃度<br>(水素指数) | 化学的酸素要求量<br>(mg/l) | 浮遊物質<br>(mg/l) | 鉍油類<br>(mg/l) | 窒素  | リン  |                               |
|           | 八(七) | 六(三)    |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | 七五・三 | 六六一     |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | 九九   | 八五三七    |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | 三〇   | 一五      |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | 三五   | 二〇      |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | 〇・五  | 一       |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | 三六・四 | 一一〇・七   |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | 八九・三 | 二四〇     |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | 一・〇一 | 三・二七    |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | 二・九  | 九・三三    |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | "    | 四、三三四・五 |                   |                    |                |               |     |     |                               |
|           | "    | 四、七八八・五 |                   |                    |                |               |     |     |                               |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 好気性排水処理施設 | 種 類 | 構 造 | 能 力<br>(m <sup>3</sup> /日) | 処理の方式 | 使用時間<br>隔間 | 一日当たり<br>の使用時間 | 概 季<br>節的<br>変動<br>の<br>要 | 工<br>事<br>着<br>手<br>予<br>定 | 工<br>事<br>完<br>成<br>予<br>定 | 使<br>用<br>開<br>始<br>予<br>定 |
|-----------|-----|-----|----------------------------|-------|------------|----------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|           |     |     |                            |       |            |                |                           |                            |                            |                            |

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類  | 汚 水 等             |                    | 汚 染 状 態        |     | 値   |     | 汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |
|------|-------------------|--------------------|----------------|-----|-----|-----|-------------------------------|
|      | 通 常               | 最 大                | 通 常            | 最 大 | 通 常 | 最 大 |                               |
| 二七一又 | 水素イオン濃度<br>(水素指数) | 化学的酸素要求量<br>(mg/l) | 浮遊物質<br>(mg/l) | 窒素  | リン  |     |                               |
| 二    | 四(一)              | 五                  | 一              | 一   | 一   |     |                               |
| 二    | 二                 | 五                  | 一              | 一   | 一   |     |                               |
| 二    | 二                 | 五                  | 一              | 一   | 一   |     |                               |

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第二百八十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年六月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年六月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区  
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の構造及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種類   | 項目     |        | 構造         |            |            | 使用の方法 |            |               |
|------|--------|--------|------------|------------|------------|-------|------------|---------------|
|      | 変更前    | 変更後    | 工事着手予定年月日  | 工事完成予定年月日  | 使用開始予定年月日  | 使用時間  | 一日当たりの使用時間 |               |
| 四六一二 | 一〇、〇〇〇 | 一六、八〇〇 | 平成二〇、一〇、一〇 | 平成二〇、一〇、三〇 | 平成二〇、一〇、三〇 | 連続    | 二四時間       | 季節的変動の概観を要しない |

備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

| No. 3<br>排<br>水<br>口 | No. 1<br>排<br>水<br>口 | 排<br>水<br>口 | 項目    |                   | 排出水の汚染状態の値         |                 | 排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |              |              |          |
|----------------------|----------------------|-------------|-------|-------------------|--------------------|-----------------|-------------------------------|--------------|--------------|----------|
|                      |                      |             | 変更後   | 変更前               | 通 常 最 大            | 通 常 最 大         |                               |              |              |          |
| 変更後                  | 変更前                  | 変更後         | 変更前   | 水素イオン濃度<br>(水素指数) | 化学的酸素要求量<br>(mg/l) | 浮遊物質量<br>(mg/l) | 鉍油類<br>(mg/l)                 | 窒素<br>(mg/l) | リン<br>(mg/l) |          |
| "                    | 七・六                  | "           | 七     | 八・五               | 二・五                | 四               | 二・五                           | 一・一          | 〇・〇五         | 四三、三七九・八 |
| 九・六                  | 六・五                  | 九・六         | 八・六   | "                 | "                  | "               | "                             | "            | "            | 四八、五八六   |
| 二四・二                 | 二二・七                 | "           | 二・五   | 二二・八              | 五                  | 四               | 二・五                           | 一・一          | 〇・〇五         | 四八、五八六   |
| 四四                   | 二八・二                 | "           | 五     | 一四・八              | "                  | "               | "                             | "            | "            | 六、五六七・二  |
| "                    | "                    | "           | "     | "                 | "                  | "               | "                             | "            | "            | 六、六〇〇    |
| 二五                   | 二四                   | 二五          | 一三    | 二四                | 二・五                | 二               | 二・五                           | 一・一          | 〇・〇五         | 六、六〇〇    |
| "                    | 一・五                  | "           | 二・五   | 一・五               | "                  | "               | "                             | "            | "            | 六、六〇〇    |
| 二二・二                 | 二二                   | "           | 一・一   | 二二                | "                  | "               | "                             | "            | "            | 六、六〇〇    |
| 五三                   | 五二・一                 | "           | 一・三   | 五二・一              | "                  | "               | "                             | "            | "            | 六、六〇〇    |
| 〇・一五                 | 〇・一四七                | "           | 〇・〇五  | 〇・一四七             | "                  | "               | "                             | "            | "            | 六、六〇〇    |
| 〇・三                  | 〇・四                  | 〇・一         | 〇・〇五  | 〇・四               | "                  | "               | "                             | "            | "            | 六、六〇〇    |
| 四三、三七九・八             | 四三、三七三               | 二、三六九・二     | 二、四〇〇 | 四三、三七三            | "                  | "               | "                             | "            | "            | 六、六〇〇    |
| 四八、五九四・八             | 四八、五八六               | 六、五六七・二     | 六、六〇〇 | 四八、五八六            | "                  | "               | "                             | "            | "            | 六、六〇〇    |

五 排水の汚染状態の値及び排出水の量

| 好気性排水処理施設 |        |         |        | 種<br>類            | 項<br>目             | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 |               | 汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> ) |              |
|-----------|--------|---------|--------|-------------------|--------------------|---------------------|---------------|---|--------------|
| 処理後       |        | 処理前     |        |                   |                    | 通 常 最 大             | 通 常 最 大       |   |              |
| 変更後       | 変更前    | 変更後     | 変更前    | 水素イオン濃度<br>(水素指数) | 化学的酸素要求量<br>(mg/l) | 浮遊物質量<br>(mg/l)     | 鉍油類<br>(mg/l) | 窒素<br>(mg/l)                            | リン<br>(mg/l) |
| "         | 七・五    | "       | 五      | 八・七               | 六・三                | 一・五                 | 二・〇           | 一・一                                     | 三・三五         |
| 七五・三      | 六五     | 六一      | 五五・八   | 八・七               | 六・三                | 一・五                 | 二・〇           | 一・一                                     | 三・三五         |
| 九九        | 八一・四   | 八五・七    | 六九・七   | 九・九               | 八・七                | 一・五                 | 二・〇           | 一・一                                     | 三・三五         |
| "         | 三〇     | "       | 一五     | "                 | "                  | "                   | "             | "                                       | "            |
| "         | 三五     | "       | 二〇     | "                 | "                  | "                   | "             | "                                       | "            |
| "         | 〇・五    | "       | 一      | "                 | "                  | "                   | "             | "                                       | "            |
| 三六・四      | 三七・八   | 二一・七    | 二二・五   | 三六・四              | 三七・八               | 二一・七                | 二二・五          | 二四・五                                    | 三・三五         |
| 八九・三      | 八一・七   | 二四・〇    | 二四・六   | 八九・三              | 八一・七               | 二四・〇                | 二四・六          | 二四・五                                    | 三・三五         |
| 一・〇       | 一・〇二   | 三・二七    | 三・三五   | 一・〇               | 一・〇二               | 三・二七                | 三・三五          | 三・三五                                    | 三・三五         |
| 二・九       | 二・九三   | 九・三三    | 九・五五   | 二・九               | 二・九三               | 九・三三                | 九・五五          | 四・二七・三                                  | 四・六七・三       |
| 四、三三四・五   | 四、二七・三 | 四、三三四・五 | 四、二七・三 | 四、三三四・五           | 四、二七・三             | 四、三三四・五             | 四、二七・三        | 四、三三四・五                                 | 四、六七・三       |
| 四七七八・五    | 四六七九・三 | 四七七八・五  | 四六七九・三 | 四七七八・五            | 四六七九・三             | 四七七八・五              | 四六七九・三        | 四七七八・五                                  | 四六七九・三       |

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 種<br>類 | 項目                            | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 |        | 汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> ) |
|--------|-------------------------------|---------------------|--------|---|
|        |                               | 変 更 後               | 変 更 前  |   |
| 四六一二   | 水素イオン濃度<br>(水素指数)             | 三・五                 | 三・三    | 八一・六                                    |
|        | 化学的酸素要求量<br>(mg/l)            | 六〇〇〇                | 一〇、〇〇〇 | 一                                       |
|        | 浮遊物質量<br>(mg/l)               | "                   | 二      | 一                                       |
|        | 鉍油類<br>(mg/l)                 | "                   | 二      | 一                                       |
|        | 窒素<br>(mg/l)                  | "                   | 二      | 一                                       |
|        | リン<br>(mg/l)                  | "                   | 二      | 一                                       |
|        | 汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) | 八一・六                | 一      | 八一・六                                    |

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

| No. 5<br>排水口 |  | 変更前        | 変更後 |
|--------------|--|------------|-----|
|              |  | 七・五        | "   |
|              |  | 六・五<br>八・五 | 九・六 |
|              |  | 一四・七       | "   |
|              |  | 一七・八       | 四五  |
|              |  | 九・六        | "   |
|              |  | 二三         | 二五  |
|              |  | 一          | "   |
|              |  | 七三四・二〇〇五五  | 五〇  |
|              |  | 〇・三三       | "   |
|              |  | 一〇、一九一     | "   |
|              |  | 一一、二七九     | "   |

山口県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年六月三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称  
 平山台土地改良区  
 美祢市西厚保土地改良区  
 周南市長穂土地改良区  
 小野田市高千帆土地改良区

認可年月日  
 平成二〇、五、二六



(二三五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年七月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年五月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 ビジョン岩国

代表者の氏名 山根 利允  
 主たる事務所の所在地 岩国市今津町五丁目一〇番二一号  
 三 定款に記載された目的  
 各種のマスメディアの情報及び報道を研究し、及び分析し、その中から公正かつ公平な情報及び報道を抽出して、これを岩国市民に対して発信することにより、青少年の健全な育成及び岩国の明るいまちづくり等に寄与すること。

(二三六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年七月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年五月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人いい日の里  
代 表 者 の 氏 名 濱中 豊子  
主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字棕野一三三八番地の一

(二三七) 要保護児童対策地域協議会の設置

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり要保護児童対策地域協議会を設置しました。

平成二十年六月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 要保護児童対策地域協議会の名称  
山口県要保護児童対策地域協議会
- 二 要保護児童対策調整機関の名称  
山口県健康福祉部
- 三 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称等
  - (一) 国又は地方公共団体の機関  
山口家庭裁判所  
山口地方事務局  
山口県男女共同参画相談センター  
山口県健康福祉部  
山口県精神保健福祉センター  
山口県中央児童相談所  
山口県岩国児童相談所  
山口県周南児童相談所  
山口県下関児童相談所  
山口県萩児童相談所  
山口県立育成学校  
山口県教育庁特別支援教育推進室  
山口県教育庁学校安全・体育課  
山口県警察本部生活安全部少年課  
下関市福祉部こども課  
宇部市健康福祉部こども福祉課  
山口市健康福祉部児童家庭課  
萩市保健福祉部子育て支援課  
防府市健康福祉部子育て支援課  
下松市健康福祉部児童家庭課  
岩国市健康福祉部こども支援課  
光市福祉保健部子ども家庭課  
長門市市民福祉部地域福祉課  
柳井市市民福祉部社会福祉課  
美祢市市民福祉部地域福祉課  
周南市健康福祉部こども家庭課  
山陽小野田市市民福祉部児童福祉課  
周防大島町健康福祉部福祉課

- 和木町保健福祉課  
上関町民生課  
田布施町民福祉課  
平生町健康福祉課  
阿武町民生課  
阿東町福祉課  
法人  
社団法人山口県医師会  
財団法人山口県児童入所施設連絡協議会  
財団法人山口県私立幼稚園協会  
財団法人山口県保育協会  
山口県弁護士会
- 四 設置年月日  
平成二十年四月一日



**監査公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成20年6月3日

| 監査箇所 | 監査年月日       | 監査委員名 |
|------|-------------|-------|
| 人事課  | 平成19年10月23日 | 村田博   |
| 税務課  | " "         | " "   |
| 財政課  | " "         | " "   |

  

| 監査の結果に関する報告 | 山口県監査委員 | 新 | 和 |
|-------------|---------|---|---|
| 同           | 同       | 先 | 谷 |
| 同           | 同       | 神 | 城 |
| 同           | 同       | 村 | 憲 |
|             |         | 田 | 尚 |
|             |         | 田 | 忠 |
|             |         | 博 | 二 |
|             |         |   | 部 |
|             |         |   | 博 |

|            |   |   |        |    |     |                 |             |    |     |
|------------|---|---|--------|----|-----|-----------------|-------------|----|-----|
| 医務保険課      | " | " | 10日    | 新谷 | 和彦  | 若者就職支援センター      | 平成20年1月28日  | 神田 | 忠二郎 |
| こども未来課     | " | " | "      | 村田 | 尚   | 若国農林事務所         | 平成19年10月17日 | 先谷 | 憲和彦 |
| 障害者支援課     | " | " | "      | "  | "   | 田布施             | "           | 新谷 | 和彦  |
| 商政課        | " | " | "      | "  | "   | 周南              | "           | 先城 | 憲和彦 |
| 新産業振興課     | " | " | "      | 新谷 | 和彦  | 山口              | "           | "  | "   |
| 経営金融課      | " | " | "      | "  | "   | 美祢              | "           | 新村 | 谷和彦 |
| 農林水産政策課    | " | " | "      | 先城 | 尚   | 柳井水産事務所         | "           | 新村 | 田博  |
| 農業振興課      | " | " | 25日    | "  | "   | 農林総合技術センター      | 平成20年1月30日  | "  | "   |
| 農村整備課      | " | " | "      | "  | "   | 水産研究センター        | 平成19年11月26日 | "  | "   |
| 監理課        | " | " | 24日    | 神田 | 忠二郎 | 若国土木建築事務所       | "           | 新村 | 谷和彦 |
| 技術管理課      | " | " | "      | "  | "   | 柳井              | "           | 神田 | 忠二郎 |
| 教育庁教育政策課   | " | " | 15日    | 先城 | 尚   | 周南              | "           | 神田 | 忠二郎 |
| " 高校教育課    | " | " | "      | "  | "   | 防府              | "           | "  | "   |
| " 学校安全・体育課 | " | " | "      | "  | "   | 山口              | "           | 先城 | 憲和彦 |
| 警察本部会計課    | " | " | 24日    | 新村 | 和彦  | 宇部              | 平成20年1月28日  | "  | "   |
| 岩国県税事務所    | " | " | 17日    | 村田 | 尚   | 宇部小野田湾岸道路建設事務所  | "           | 新村 | 田博  |
| 柳井         | " | " | 15日    | 先城 | 尚   | 教育庁義務教育課岩国分室    | 平成19年12月21日 | 村田 | 博   |
| 周南         | " | " | 11月22日 | 先城 | 尚   | "               | "           | "  | "   |
| 山口         | " | " | 12月3日  | 先神 | 忠二郎 | 柳井              | "           | "  | "   |
| 下関         | " | " | "      | 村田 | 博   | 周南              | "           | "  | "   |
| 東京事務所      | " | " | 11月13日 | "  | "   | 防府              | "           | "  | "   |
| 岩国県民局      | " | " | 10月17日 | 先城 | 尚   | 厚狭              | "           | "  | "   |
| 柳井         | " | " | "      | 村田 | 博   | 下関              | "           | "  | "   |
| 周南         | " | " | 11月22日 | 先城 | 尚   | 萩               | "           | "  | "   |
| 下関         | " | " | 12月3日  | 先田 | 博   | "               | "           | "  | "   |
| 動物愛護センター   | " | " | 11月30日 | "  | "   | "               | "           | "  | "   |
| 岩国健康福祉センター | " | " | "      | 神田 | 忠二郎 | "               | "           | "  | "   |
| 柳井         | " | " | 10月16日 | 新谷 | 和彦  | 山口図書館           | "           | 神田 | 忠二郎 |
| 山口         | " | " | 12月3日  | 神田 | 忠二郎 | 山口博物館           | "           | "  | "   |
| 萩          | " | " | 11月26日 | 村田 | 博   | 文書館             | "           | "  | "   |
| 岩国児童相談所    | " | " | "      | 神田 | 忠二郎 | 教育研修所           | 平成20年1月28日  | "  | "   |
| 萩          | " | " | 2日     | 村田 | 博   | 十種ヶ峰青少年野外活動センター | "           | 村田 | 博   |
| 大阪事務所      | " | " | 12日    | "  | "   | 安下庄高等学校         | "           | "  | "   |

| 平成20年6月3日 火曜日 |   | 山 口 県       |        | ( 振 込 ) |   | 第 1961 号 |   |
|---------------|---|-------------|--------|---------|---|----------|---|
| 久賀            | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 岩国            | " | 平成19年11月30日 | "      | "       | " | "        | " |
| 岩国総合          | " | "           | 12月21日 | "       | " | "        | " |
| 坂上            | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 広瀬            | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 高森            | " | 平成20年2月19日  | "      | "       | " | "        | " |
| 岩国商業          | " | 平成19年12月21日 | "      | "       | " | "        | " |
| 岩国工業          | " | "           | 11月30日 | "       | " | "        | " |
| 柳井商業          | " | "           | 12月21日 | "       | " | "        | " |
| 熊毛南           | " | 平成20年2月19日  | "      | "       | " | "        | " |
| 光             | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 光丘            | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 下松            | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 華陵            | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 下松工業          | " | 平成19年11月30日 | "      | "       | " | "        | " |
| 熊毛北           | " | 平成20年2月19日  | "      | "       | " | "        | " |
| 徳山            | " | 平成19年11月30日 | "      | "       | " | "        | " |
| 徳山北           | " | 平成20年2月19日  | "      | "       | " | "        | " |
| 鹿野            | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 新南陽           | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 徳山商工          | " | 平成19年11月30日 | "      | "       | " | "        | " |
| 山口中央          | " | "           | "      | 2日      | " | "        | " |
| 山口農業          | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 宇部            | " | "           | "      | 30日     | " | "        | " |
| 宇部西           | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 宇部商業          | " | "           | 12月21日 | "       | " | "        | " |
| 美祢            | " | 平成20年2月19日  | "      | "       | " | "        | " |
| 豊浦            | " | 平成19年12月21日 | "      | "       | " | "        | " |
| 下関南           | " | 平成20年2月19日  | "      | "       | " | "        | " |
| 豊北            | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 下関中央工業        | " | 平成19年11月30日 | "      | "       | " | "        | " |
| 下関工業          | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 大津            | " | "           | "      | "       | " | "        | " |
| 日置農業          | " | "           | "      | "       | " | "        | " |

  

|              |   |             |        |   |   |   |   |
|--------------|---|-------------|--------|---|---|---|---|
| 水産           | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 徳佐           | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 下関中等教育学校     | " | 平成20年2月19日  | "      | " | " | " | " |
| 盲学校          | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 聾学校          | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 岩国養護学校       | " | 平成19年12月21日 | "      | " | " | " | " |
| 田布施          | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 周南           | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 徳山           | " | 平成20年2月19日  | "      | " | " | " | " |
| 山口           | " | 平成19年12月21日 | "      | " | " | " | " |
| 宇部           | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 下関           | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 萩            | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 大島警察署        | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 平生           | " | 11月30日      | "      | " | " | " | " |
| 下松           | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 周南           | " | 平成20年1月28日  | "      | " | " | " | " |
| 山口           | " | 平成19年12月3日  | "      | " | " | " | " |
| 小郡           | " | "           | 21日    | " | " | " | " |
| 厚狭           | " | "           | 11月30日 | " | " | " | " |
| 美祢           | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 萩            | " | "           | "      | " | " | " | " |
| 彦島           | " | 12月21日      | "      | " | " | " | " |
| 小瀬川ダム管理事務協議会 | " | 平成20年2月21日  | "      | " | " | " | " |

監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

医務保険課

こども未来課

保健師等修学資金返納金の収入未済があった。

児童扶養手当返納金、母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未済があった。



障害者支援課

障害者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

農業振興課

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

警察本部会計課

放置違反金の収入未済があった。

周南県税事務所

通勤手当の認定を誤っているものがあった。  
なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。

岩国健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

柳井健康福祉センター

生活保護費返還金の収入未済があった。

山口健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

萩健康福祉センター

- 1 母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。
- 2 物品の売払いに係る物品売払決議書がないものがあった。

岩国児童相談所

- 1 児童保護費の収入未済があった。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。)第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。
- 3 物品購入に係る支出において、支出科目を誤っているものがあった。

萩児童相談所

児童保護費の収入未済があった。

周南農林事務所

通勤手当の認定を誤っているものがあった。  
なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。

農林総合技術センター

- 1 通勤手当の支給額を誤っているものがあった。  
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。
- 2 旅費の支給額を誤っているものがあった。  
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。
- 3 予定価格が規則第165条の2に規定する額を超える工事請負において、令第167条の2第1項第1号に該当する複数の随意契約を締結しているものがあった。

水産研究センター

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

周南土木建築事務所

- 1 通勤手当の認定を誤っているものがあった。  
なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。
- 2 予定価格が規則第165条の2に規定する額を超える業務委託の単価契約を令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約としているものがあった。

山口土木建築事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

宇部土木建築事務所

- 1 工事請負契約の債務不履行に係る違約金の収入未済があった。
- 2 現金に代えて納付された証券について、指定金融機関等への払込みが遅延しているものがあった。

## 美祿土木事務所

工事請負契約の解除に伴う違約金の収入未済があった。

## 周南港湾管理事務所

業務委託契約において、予定価格を決定していないものがあった。

## 宇部小野田湾岸道路建設事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する営繕工事の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 教育庁義務教育課岩国分室

通勤手当の認定及び支給額を誤っているものがあった。  
なお、誤払い又は過渡しとなった金額については、返納済みである。

## 十種ヶ峰青少年野外活動センター

令第167条の2第1項第1号に該当する物品製作売上の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 山口博物館

1 旅費の支給額を誤っているものがあった。  
なお、過渡しとなった金額については返納済み、不足額については追払い済みである。  
2 物品の売払いに係る物品売払決議書がないものがあった。

## 岩国工業高等学校

通勤手当の認定を誤っているものがあった。  
なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。

## 光丘高等学校

通勤手当及び特殊勤務手当の支給額を誤っているものがあった。  
なお、過渡しとなった金額については返納済み、不足額については追払い済みである。

## 下松高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 日置農業高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 岩国養護学校

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。  
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

## 田布施養護学校

通勤手当の認定を誤っているものがあった。  
なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。

## 山口養護学校

予定価格が規則第165条の2に規定する額を超える業務委託契約において、複数の者から見積書を提出させて随意契約を締結しているものがあった。

## 下関養護学校

扶養手当の支給額を誤っているものがあった。  
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

## 意 見

1 職員の諸手当及び職員等の旅費に関する事務について  
諸手当の認定及び支給並びに旅費の支給の事務については、事実の確認及び内部検査が十分であるため、その処理を誤っているものが相当数見受けられた。  
については、会計職員の研修の充実及び内部検査の強化を図るとともに、事務処理を支援するための電算システムの改善について検討されたい。  
2 工事請負契約に係る契約保証金について  
請負の対象工事の設計金額が千万円未満の工事請負契約を令第167条の11第2項に規定する資格を有する者と締結する場合は、規則第133条第6号の規定に基づき、契

平成20年6月3日

山口県監査委員

新谷和彦

同 先城憲尚

同 同 神田忠二郎

同 同 村田博

監査の結果に関する報告

| 監査箇所                   | 監査年月日     | 監査委員名 |
|------------------------|-----------|-------|
| 医療法人若草会                | 平成20年2月1日 | 村田博   |
| 第66回国民体育大会山口県準備委員会     | " "       | " "   |
| 社会福祉法人山口県青果物生産出荷安定基金協会 | " "       | 先城憲尚  |
| 社会福祉法人扶老会              | " "       | " "   |
| 社会福祉法人敬愛会              | " "       | " "   |
| 財団法人山口県国際交流協会          | " "       | 神田忠二郎 |
| 財団法人やまぐち県民活動きらめき財団     | " "       | " "   |
| 財団法人やまぐち産業振興財団         | " "       | " "   |
| 財団法人山口県建設技術センター        | " "       | 新谷和彦  |
| 山口県農業会議                | " "       | " "   |
| 山口県担い手育成総合支援協議会        | " "       | " "   |
| 公立大学法人山口県立大学           | " "       | 村田博   |
| 社団法人山口県トラック協会          | " "       | " "   |
| 社団法人シルバー人材センター連合会      | " "       | " "   |
| 山口県職業能力開発協会            | " "       | " "   |
| 医療法人愛命会                | " "       | 神田忠二郎 |
| 医療法人恵愛会                | " "       | " "   |
| 社会福祉法人幸福会              | " "       | " "   |
| 社団法人無角和種振興公社           | " "       | 村田博   |
| 財団法人山口県振興財団            | " "       | " "   |
|                        | 26日       |       |

医療法人若草会

1 県補助金について

本会は、精神科病院及び精神障害者社会復帰施設を営み、科学的かつ適正な医療

約保証金の納付を免除している。

しかしながら、近年は、当該契約の解除に伴う違約金の収入未済が発生している事例が見受けられる。

ついては、収入未済の発生を防止するための方策を検討されたい。

3 物品の購入及び営繕工事における分割発注について

物品の購入及び営繕工事において、一括して発注すべきものを分割して発注しているものが見受けられた。特に、予定価格が5万円を超える物品の購入において、複数の物品購入決議を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させないで契約を締結しているものがあった。

ついては、予算を計画的かつ効率的に執行し、競争原理を導入するよう努められたい。

4 随意契約の取扱いについて

物品の購入及び業務の委託において、同一の事業者との間で継続して随意契約の方法により契約を締結しているものが見受けられた。

ついては、公共調達の適正化について（平成19年3月22日付け平18会計第2017号山口県会計管理局会計課長通知）に基づき競争原理の導入を促進するとともに、会計課及び物品管理課による内部検査及び指導の充実を図ることにより、適正な事務処理に努められたい。

5 職員公舎の適正な管理について

職員公舎については、老朽化して閉鎖中であるもの及び長期にわたり入居の実績がないものが多数存在するとともに、入居率がさらに低下している。

これらの公舎については、家賃収入が得られないのみならず、老朽化により維持管理の費用が増加するおそれがあるなど、早急な改善が求められる。

ついては、管理者間で職員公舎の利用を相互に融通すること等によりその有効活用を図るとともに、利用の見込みのないものについては処分するなどして、適正な管理に努められたい。

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

を普及することを目的として設立され、県は、平成18年度において、精神障害者社会復帰施設等運営費補助金68,147,394円、障害者就労訓練設備等整備事業補助金5,000,000円及び精神障害者社会復帰施設借入金利息補助金495,720円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 第66回国民体育大会山口県準備委員会

- 1 県補助金について  
本委員会は、第66回国民体育大会を開催するために必要な事業を行うことを目的として設立され、県は、平成18年度において、第66回国民体育大会山口県準備委員会補助金42,463,573円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社団法人山口県青果物生産出荷安定基金協会

- 1 県出資金及び県補助金について  
本協会は、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の安定、果実の需要の拡大を図るための事業等を実施するとともに、野菜類の生産出荷の安定的拡大を図るため、主要な野菜の価格安定対策をはじめとした野菜の生産出荷の安定に関する事業を実施し、もって青果物の主産地の育成及び生産農家の経営安定に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産254,630,000円のうち116,200,000円を出資している。

また、県は、平成18年度において、果実等生産出荷安定交付準備金造成事業補助金9,518,912円及び野菜価格安定対策事業補助金4,276,073円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社会福祉法人扶老会

- 1 県補助金について  
本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地

域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成18年度において、精神障害者社会復帰施設等運営費補助金100,526,910円、社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金798,800円及び社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金743,500円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社会福祉法人敬愛会

- 1 県補助金について  
本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成18年度において、軽費老人ホーム事務費補助金25,920,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金274,200円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人山口県国際交流協会

- 1 県出資金及び県補助金について  
本協会は、県における中核的な民間国際交流組織で、県の特性を生かした多面的な国際交流活動を通じて、県民の国際認識と国際理解を増進するとともに、世界に開かれた地域社会づくりと県民生活の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産712,381,570円のうち450,000,000円を出資している。

また、県は、平成18年度において、山口県国際交流協会補助金19,595,000円及び臨時保育ルーム設置促進事業補助金8,000円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人やまぐち県民活動きらめき財団

- 1 県出資金について  
本財団は、県内において、県民活動の中核的な支援拠点として、自主的・主体的な県民活動の総合的な振興を図ることを目的として設立され、県は、基本財産

(期定)

第 1961 号

県

口

口

火曜日

平成20年6月3日

1,267,126,434円のうち800,000,000円を出資している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人やまぐち産業振興財団

- 1 県出資金、県貸付金及び県補助金について  
本財団は、県の産業技術の高度化、中小企業の振興発展及び新たな産業の創出を総合的に支援し、もって広く県内産業の振興と魅力ある地域社会の建設に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産等3,780,524,817円のうち2,601,020,000円を出資している。

また、県は、平成18年度において、貸付金として山口県小規模企業者等設備導入資金貸付金523,329,000円及び新事業創出支援設備貸与事業資金貸付金75,010,000円を貸し付けているほか、中小企業総合経営支援事業費補助金63,336,000円、下請企業振興事業費補助金62,881,718円、やまぐち産業振興財団育成事業費補助金54,038,194円、知的クラスター創成推進事業費補助金32,996,000円、やまぐち元気ブランド新製品売コミ促進事業費補助金30,000,000円、デジタル素材産業集積推進事業費補助金24,860,472円、小規模企業者等設備資金貸付管理費補助金19,248,322円、中小企業成長育成支援事業費補助金18,641,000円、情報サービス関連産業育成支援事業費補助金11,000,000円、やまぐち元気起業家モデル創出事業費補助金7,000,000円、知的財産活用支援事業費補助金7,000,000円及び中小企業新製品利用促進事業費補助金2,000,000円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県建設技術センター

- 1 県出資金について  
本センターは、建設技術者の資質の向上を図るとともに、県及び市町が施行する建設事業の円滑で効率的な執行を支援し、もって良質な社会資本の構築に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産10,000,000円のうち5,000,000円を出資している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

た。

山口県農業会議

- 1 県交付金及び県補助金について  
本会議は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与することを目的として設立され、県は、平成18年度において、農業委員会交付金等30,116,000円、強い農業づくり交付金1,000,000円、担い手対策事業費等補助金13,248,000円及び農業振興対策事業補助金500,000円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県担い手育成総合支援協議会

- 1 県補助金について  
本協議会は、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを旨指して経営改善に取り組む農業経営の改善及び支援に取り組むとともに、担い手の育成及び確保に向けた県及び地域段階の取組に対する支援を強化し、望ましい農業構造の確立等に資することを目的として設立され、県は、平成18年度において、担い手対策事業費等補助金25,200,000円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

公立大学法人山口県立大学

- 1 県出資金及び県交付金について  
本法人は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的として設立され、県は、基本財産5,810,493,000円を全額を出資している。

また、県は、平成18年度において、県立大学運営費交付金1,134,774,000円及び県立大学施設費交付金21,000,000円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

た。

#### 社団法人山口県トラック協会

- 1 県補助金について  
本協会は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって事業の社会的、経済的地位の向上を図ることに寄与するとともに、会員相互の連絡調整を緊密にすることを目的として設立され、県は、平成18年度において、運輸事業振興助成補助金318,466,000円を支出している。
- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社団法人シルバー人材センター連合会

- 1 県補助金について  
本連合会は、県下において定年退職者等の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助するとともに、これらの者の生きがいの充実及び社会参加の増進を図ることにより、これらの者の能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的として設立され、県は、平成18年度において、山口県高齢者就業機会確保事業費補助金24,661,000円を支出している。
- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 山口県職業能力開発協会

- 1 県補助金について  
本協会は、県の地区内において職業能力の開発及び向上の促進に関する必要な事務を行うことにより、当該地区における職業能力の開発促進を図ることを目的として設立され、県は、平成18年度において、山口県職業能力開発協会費補助金56,738,000円を支出している。
- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 医療法人愛命会

- 1 県補助金について  
本会は、病院及び老人保健施設を経営し、科学的かつ適切な医療並びに疾病、負傷等により寝たきりの状態にある老人に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等の普及を図ることを目的として設立され、県は、平成18年度において、精神障害者社会復帰施設等運営費補助金27,885,381円を支出している。
- 2 監査の結果  
平成18年度精神障害者社会復帰施設等運営費補助金に係る事業実績報告書において、補助対象経費とならない経費が含まれていたことにより、同補助金が過大に交付されていた。

#### 医療法人恵愛会

- 1 県補助金について  
本会は、病院を経営し、広く社会に科学的かつ適正なる医療を与えるとともに、医学と看護の研究、進歩及び発展に寄与することを目的として設立され、県は、平成18年度において、精神障害者社会復帰施設等運営費補助金51,992,518円を支出している。
- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社会福祉法人幸寿会

- 1 県補助金について  
本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成18年度において、軽費老人ホーム事務費補助金25,976,000円を支出している。
- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社団法人無角和種振興公社

- 1 県出資金について  
本公社は、重要な地域資源である無角和種を有効に活用し、地域の個性を生かした

安全で良質な食肉を安定的に供給するため、その生産、流通及び消費に関する新たな体制づくりを行うとともに、耕畜連携による土地利用型農業の振興を図り、もって、地域の農業・農村の振興に資することを目的として設立され、県は、基本財産 159,500,000円のうち50,000,000円を出資している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人山口県振興財団

- 1 県出資金について  
本財団は、県の財政運営に対する協力活動を推進することにより、県の振興を図り、もって県民福祉の増進と県勢の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産24,752,478,500円のうち11,025,736,500円を出資している。
- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

平成二十年六月三日印刷  
發行

發行人所

山口県知事

定價一箇月 金二千七百円（送料共）